

平成25年6月28日

姫路市長 石見利勝

姫路市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱を次のように定める。

姫路市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年4月1日制定）の規定に基づき、身体障害者手帳の交付対象に至らない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補聴器等 補聴器、耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）をいう。
- (2) 補聴器購入費 新たに補聴器を購入する経費及び耐用年数経過後に補聴器を更新する経費をいう。
- (3) 耳あて等交換費 耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(助成対象児)

第3条 助成の対象者は、次の要件の全てを満たす児童（以下「助成対象児」という。）とする。

- (1) 当該児童の保護者が姫路市内に住所を有すること。

- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間であること。
- (3) 原則として両耳とも聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳交付の対象とならないこと。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

(助成対象児からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象児及び助成対象児と同一世帯に属する者の、第6条に定める申請をしようとする月の属する年度（申請月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合（所得割の額を算定するときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「改正前地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び改正前地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同項各号に規定する額（扶養親族にかかるもの及び特定扶養親族にかかるもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。）
- (2) 助成対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合
- (3) 兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱に基づく助成を受けてから、当該助成を受けて購入した補聴器等に係る別表に定める耐用年数を経過し

ていない場合。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、別表に定めるところとする。

2 1回に申請できる補聴器等は、別表に定める項目につき、1項目のみとし、補聴器、耳あて等は両耳で2台(個)まで、FM補聴システム(一式)は1システムとする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、補聴器等を購入する前に、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類(耳あて等交換費を申請するときは第2号から第4号までの書類)を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定医療機関の医師が、助成対象児の聴力検査を実施し、交付した軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書(様式第2号)
- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器等の販売事業者(以下「販売事業者」という。)が作成した補聴器等の見積書
- (3) 助成対象児の属する世帯全員の市民税額を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、市長は、申請者の同意に基づき助成対象児の属する世帯全員の市民税額を他の方法により確認することができる場合は、前項第3号の書類の提出を求めないことができる。

(助成の決定)

第7条 前条の申請が行われたときは、市長は、同条に規定する書類の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成交付を行うことを決定したときは、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書(様式第3号)及び軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券(様式第4号)を、却下することを決定したときは、軽・中度難聴児補聴器購入費等助

成交付申請却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

3 市長は、助成交付を行うことを決定したときは、軽・中度難聴児補聴器販売事業者決定通知書（様式第6号）により、販売事業者に通知するものとする。

4 市長は、軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成の状況を明確にするために、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（補聴器等の購入）

第8条 申請者は、前条の規定による助成決定後速やかに、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書に記載された販売事業者（以下「受任事業者」という。）において補聴器等を購入するものとする。

2 前項の場合において、申請者は、受任事業者に軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券により助成金の請求及び受領を委任するものとし、受任事業者は補聴器等の代金と助成金の差額を申請者に請求するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第9条 受任事業者が助成金の請求を行うときは、請求書に軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券と申請者が負担した額の領収書の写しを添えて、市長に対し請求するものとする。

2 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を支払うものとする。

3 市長は、申請者から軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券により助成金の請求があったときは、第1項及び前項の規定によらず、別に定めるところにより申請者に支払うことができる。

（助成決定の取り消し及び助成金の返還）

第10条 市長は、助成対象児又は申請者が次のいずれかに該当するときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付している助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成を受けて購入した補聴器等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第4条－第6条関係）

	項目	補聴器に含まれるもの	1台（1式、1個）当たりの助成額	耐用年数
補聴器購入	ポケット型	①補聴器本体（電池を含む。） ②耳あて（イヤモールド：必要とする場合）	40,000円	5年
	耳かけ型			
	耳穴型（レディメイド）			
	骨導式ポケット型	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	100,000円	
	骨導式眼鏡型	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ		
	耳穴型（オーダーメイド）	補聴器本体（電池を含む。）		
	FM補聴システム（一式）	①送信機（充電電池を含む。） ②受信機		
耳あて等交換	耳あて（イヤモールド）		6,000円	3か月
	耳穴型シェル（オーダーメイド）		18,000円	

備考

助成を受けようとする補聴器購入費等の額に3分の2を乗じて得た額が表に定める額に満たない場合は、その乗じて得た額を上限とする。